

なは市民協働プラザ空調室外機パネル（天板3種）取替修繕仕様書

本仕様書は、なは市民協働プラザ空調室外機パネル（天板3種）取替修繕の仕様について定めたものである。

1 件 名 なは市民協働プラザ空調室外機パネル（天板3種）取替修繕

2 履行期間 契約日～令和9年2月26日

3 履行場所 那覇市銘苅2丁目3番1号
なは市民協働プラザ（以下「プラザ」という）

4 履行内容

(1) プラザ空調室外機パネル（天板3種）の取替

室外機 種類	数量	設置場所
11.2Kw	10台	なは市民協働プラザ屋上
22.4Kw、28.0Kw	4台	同上
14.0Kw	4台	同上

(2) 報告書の作成

5. 作業要件

- (1) 作業日程及び作業詳細については、発注者と調整をすること
- (2) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については、十分に注意して作業を行うこと。
- (3) 作業中は、必要な養生の措置を講じなければならない。
- (3) その他作業に係る留意事項

この業務の遂行に必要な計器、工具及び機械、通信費等は原則として受注者が負担するものとする。ただし、電気、用水等は無償で供与する。受注者は、速やかに取替修繕にかかる施工計画書を委託者に提出すること。

6. 提出書類

- ・着手届
- ・工程表
- ・施工計画書
- ・完了届
- ・修繕写真
- ・その他必要なもの

7. 業務報告

受注者は修繕終了後、速やかに報告書を提出し、発注者の承認を得ることとする。

5 その他

- (1) 本修繕を実施するにあたり、関係法令を遵守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。
 - (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、全て受注者が適正処理を行うこと。
 - (3) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、全て受注者がこれを代行すること。
 - (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、発注者と受注者がその都度、協議のうえ定めるものとする。